

〈市長答弁〉

光本議員 1001・1002 作成部局 教育委員会 No.1

質疑要旨 市長の言う中学校給食の「導入」とは今の現状や進め方を指すのか。なぜ平成34年6月開始になってしまうような進め方をしてきたのか。

[答弁要旨]

小中学校の空調整備と中学校給食については、どちらも大変ニーズが高く、取り組んでいかなければならない課題である一方で、いずれも多額の初期投資や維持経費が必要であり、同時に進めることは財政上、困難だという状況の中、平成26年度に総合計画キャラバン事業を実施しました。その結果として、取組でいただいたご意見を踏まえ、まずは空調整備に取り組むことをお示しいたしました。

中学校給食につきましては、財政状況を勘案し、財政負担の平準化を図るといった観点も踏まえる中で、会議体を設置して準備を進め、本年1月に中学校給食基本計画を策定したものでございます。

(次頁へ続く)

給食の開始時期につきましては、他都市の事例を参考に、官民連携手法を導入し、給食センターの整備を進めることを前提に設定したものでございますが、今後は、パブリックコメントなどを通じて、早期開始を望むご意見が多数寄せられたことも十分に踏まえ、官民連携手法の手順の簡素化など、様々な課題事項について精力的に調整を図り、円滑に給食を実施できるよう鋭意取り組んでまいります。

以 上

質問要旨 最重要施策を素早く実現させるため、他施策との優先順位を明確にし、スピード感を持って事業を実施するため、どのように取り組む考えか。

答弁要旨

本市は、総合計画で掲げた4つのありたいまちの実現に向けて、施策評価を行い、施策毎の振り返りとともに総合評価を実施し、「ファミリー世帯の定住・転入促進」を最重要課題であることを意識する中で、市民意識調査結果において、重要度が高く、満足度が低い施策や、直近の課題として取り組むべき施策等を「重点化する施策」等として位置づけております。

このように、優先して取り組む施策を明確にすることに加え、財政状況も勘案する中で、予算の重点配分や体制の整備を行っているところです。

今後におきましても、決算時に実施する施策評価結果を踏まえるとともに、後期まちづくり基本計画に示す、今後5年間に特に重点的に取り組むとしている「主要取組項目」を優先すべき施策とし、財政規律とのバランスを取りながら、取組を進めてまいります。

以上

＜教育長答弁＞

光本議員 1004 作成部局 教育委員会 No.1

質疑要旨 中学校弁当のPDCAサイクルは正常に機能しているのか。また、市長公約の事業は、PDCAサイクル度外視で継続していく考えだったのか。

[答弁要旨]

先ほどもご答弁申し上げましたとおり、中学校弁当事業につきましても、継続的に改善に取り組んできたところでございます。

しかしながら、現時点におきまして、利用率や費用対効果の改善には結びついておらず、より一層の改善に向けた取組みが継続的に必要であると認識しているところでございます。

中学校弁当事業は、家庭からの弁当を持参しない日に、菓子パン等で昼食を済ませている生徒の昼食改善と子育て支援を目的に実施していることから、本来であれば、事業目的の達成をもって廃止することが望ましいと考えております。今後、生徒や保護者のニーズを始め、事業を取り巻く状況を見極めた上で、事業の方向性を判断していく必要があると考えておりますので、引き続き、

【次頁につづく】

PDCAサイクルのもとでの事業検証に努めてまいります。

以上

＜教育長答弁＞

光本議員 1005 作成部局 教育委員会 No.1

質問要旨 平成30年度の利用率が目標の3%に達しない場合は、事業を廃止するのか。

[答弁要旨]

平成30年度は、これまでの様々な取組みに加え、配膳室が教室から離れている中学校での回収ボックスの設置や、ローテーションによる当日販売の実施など、利用率改善に向け、引き続き、学校現場と連携した取組みを進めるとともに、経費削減を見据え、次期委託事業者の選定作業に取り組んでまいりたいと考えております。

今後の事業の方向性につきましては、先ほどご答弁申し上げましたとおり、生徒や保護者のニーズを始め、事業を取り巻く状況を見極めた上で判断していく必要があると考えておりますが、中学校弁当の事業目的や利用実態を考えると、まずは、平成30年度の目標達成に向けた取組みを着実に進め、中学校給食を実施するまでの間は、生徒の昼食改善の一助となるよう、事業改善に努めながら、引き続き、取り組んでまいりたいと考えております。

以上

光本議員1006問目 作成部局 こ青本部事務局 No.1
質疑要旨 市長は任期中に、「尼崎市いじめ防止基本方針」に基づく何かしらの対応をされたのか。

答弁要旨

まずは、このたび、市内中学校2年生の女子生徒が自死したことに対しまして、ご遺族の皆様にご謹んでお悔やみ申し上げます。未来への希望であり、まちの宝である子どもが自らの命を絶つということは、痛惜の念に堪えません。心よりご冥福をお祈りします。

本市では、いじめ防止対策推進法に基づき、平成28年1月に「尼崎市いじめ防止基本方針」を策定し、この基本方針に基づき、いじめの未然防止・早期発見・事案対処等に係る本市及び学校における各種取組みを進めて参りました。

平成28年度からは、新たな取組みについても実施しており、教育委員会においては、背景・環境等が多様化及び複雑化しているいじめ問題に対応していく際、様々な専門的見地からアドバイスが得られ

(次ページに続く)

る「学校支援専門家派遣事業」を実施し、学校において適切な対応がなされるよう努めたほか、いじめの防止等のための対策の検討及び重大事態が発生した場合の対応を行う「尼崎市いじめ問題対策審議会」を設置し、定期的に会議を開催する中で、意見交換などを図ってきました。

また、市長部局においては、いじめ問題に関係する機関及び団体等相互の連携調整を行う「尼崎市いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、定期的に会議を開催する中で、情報の共有化などを図ってきたところでございます。

このように、本市におきましては、教育委員会とも適宜連携しながら、当該基本方針の実効性を高める取組みを推進してきたところでございます。

以 上

＜教育長答弁＞

光本議員 1007 作成部局 教育委員会 No.1

質疑要旨 いじめがあったかどうかわからないような場合でも、「尼崎市いじめ防止基本方針」に基づいて対応が進められるのか。

〔答弁要旨〕

まずは、昨年末、市内中学校2年生の女子生徒が亡くなられましたことに対しまして、心よりご冥福をお祈りいたしますとともに、ご遺族の皆様には謹んでお悔やみ申し上げます。

児童生徒の自殺が起きた場合は、文部科学省の定める「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」に基づいて対応することとなっております。

今回の事案につきましては、いじめの有無を含めて調査中であるため、「尼崎市いじめ防止基本方針」に基づく重大事態として対処してまいります。

以上

光本議員1008問目 作成部局 こ青本部事務局 No.1

質疑要旨 学校の教育活動や運営等で日頃から激務の学校現場より、教育委員会が調査主体となり進める方が良いと思うが、「尼崎市いじめ防止基本方針」を修正する考えはあるか。

答弁要旨

本市基本方針では、いじめの重大事態が発生した場合、教育委員会がその事案の調査主体や調査組織の内容について判断すると規定しております。

調査主体につきましては、学校又は教育委員会となりますが、学校主体の調査では必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断した場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施すると定めております。また、仮に学校が調査主体となった場合でも、教育委員会は、必要に応じて学校に対して助言、指導及び支援を行うことを定めておりますので、現在のところ、本市基本方針の修正は必要ないと考えております。

以上

光本議員1009問目 作成部局 こ青本部事務局 No.1

質疑要旨 重大事態に至る要因となった行為が、いじめであったか否か判明するまでの間や、いじめではなかったと判明した場合でも、ご遺族や在校生徒への対応・対策方針を策定する考えはあるか。

答弁要旨

重大事態に至った要因がいじめか否か明確でない場合であっても、いじめではないかと疑われる場合には、「本市及び各学校におけるいじめ防止基本方針」などに基づき、対応していくこととなります。

特に今回のような自死事案の場合、本市の基本方針において、国が定めた「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づき対処することになっており、このガイドラインでは、基本的な姿勢として、ご遺族に対する接し方については、ご遺族の心情を理解して時間をとりながら丁寧に説明を尽くし、根気よく信頼関係の構築に努め、寄り添いながら、事実関係を明確にするための調査などを進めていくことがすでに掲げられております。また、外部

(次ページに続く)

に説明する際には、その都度、説明内容をご遺族に事前に伝えることや、自死の事実を他の在校生徒をはじめとする外部に伝えるにあたっては、ご遺族から了解をとるよう努めることなど、その対応方法について細かな記載がされているところでございます。

さらに、いじめではなかったと判明した場合でも、当然、このガイドラインの趣旨を踏まえつつ、引き続きご遺族に寄り添い、柔軟に対応していくべきものと考えておりますので、別途の対応・対策方針まで策定する必要はないものと考えております。

以 上

質疑要旨 最低敷地面積の改正はファミリー世帯の定住・転入に繋がっているのか。その後の検証はしているのか。また、市長お考えの「ゆとりある敷地」とは、敷地面積何㎡以上か。

答弁要旨

最低敷地面積基準の改正による効果については、平成 27 年に行った調査において、戸建て分譲住宅の平均延べ床面積は一定でありましたが、平均敷地面積は増加しておりました。

また、狭小敷地で一定の床面積を確保するための 3 階建が減少し 2 階建てが増加している状況となっております。

こうしたことからいわゆるミニ開発の防止や、ゆとりある住環境の形成に一定寄与していると考えております。

これら効果検証につきましては、制度改正から 5 年経過後となる来年度にファミリー世帯の定住・転入への効果も含め行ってまいります。

(次ページへ続く)

次に、「ゆとりある敷地」に関するお尋ねですが、必要な住宅の規模は、ライフステージに応じて変化するものであり、個々の住宅規模だけでなく周辺の住環境にも配慮することが重要と考えております。

なお、平成 23 年 7 月に、尼崎市住環境整備審議会より、良好な住環境を保全するためには、戸建て住宅の最低敷地面積は 100 m²あることが望ましいとの答申をいただいております。

以上

質疑要旨低廉で良質な住宅供給のため、西宮市・伊丹市と同じように、隣地と外壁との距離を50cm以上あける代わりに規制を緩和する考えはあるか。

答弁要旨

外壁の後退距離は、一般的に日照、通風及び採光等の確保を目的として指定されますが、本市では早い時期から市域全域が市街化され、密度の高い市街地が連坦していることや、細街路が多いことから、火災の際の延焼防止を目的として、これまでから低層住居専用地域を除く住宅地全域を包括的に準防火地域に指定しています。

住宅の防火性能を確保することは、市民の安全・安心に繋がることから、今後想定される巨大地震に伴う火災時等の安全確保のためにも、引き続き準防火地域に指定する必要があると考えています。

以上

質疑要旨 市内で接道義務を満たしていない空家の戸数を把握し、計画がたてられているのか。また、同物件を市に寄付若しくは無償譲渡で取得する考えは無いのか。また、建物を解体した後の土地の固定資産税の軽減措置を行う考えはあるのか。

答弁要旨

お尋ねの建築基準法の接道条件を満たしていない空家数は把握しておりませんが、市民等から苦情、要望を受けている空家のうちのおよそ1割は接道条件を満たしていない状況にあります。

こうした空家への対応は、空家等対策計画の中でも解決すべき課題として位置付けており、その対策の一つとして30年度からは密集市街地において、無接道地などの隣地を買い取る際の助成制度を設け、民間での土地取引を促し、良好な住環境を形成する取り組みを行う予定です。

また、建て替えができない物件を寄附若しくは無償で受けることにつきましては、市の公共事業の対象地となるなど有効活用が見込まれるもの以外は、管理費の負担などを勘案すると、お受けすることはございません。

次に建物を解体した後の土地の固定資産税の軽減措置につきましては、その効果も含め、他都市の先行事例の情報等を引き続き収集して参りたいと考えております。

以上

質疑要旨 地元住民の理解や同意も得ずに当初予算に上げてくるということは必ず今年度中に強引にでも事業を進めていくということなのか。

また、近隣住民は座り込みも辞さない覚悟だと言っているが、それを回避するための解決方法を考えているのか。

答弁要旨

雨水貯留管整備事業につきましては、浸水対策として、雨水整備水準を6年確率から10年確率に引き上げることとし、平成25年8月の大雨により、市内の広範囲で浸水被害が発生したことをきっかけに事業化に取り組み、平成26年度より事業計画の策定や基本設計などに取り組んできました。

平成28年2月には、武庫分区において雨水貯留管の整備を計画していることについて、社会福祉協議会武庫支部の常任理事会に報告させて頂いた後、平成28年11月に町会長にご説明致しました。

(次ページにつづく)

その後さらに詳細な調査や設計を進め、平成 30 年度からの工事着手に先立ち、城の越公園を発進立坑基地とする内容も含め、平成 29 年 7 月に地元へ案内ビラ等で周知を行い、9 月に農会を対象に、そして 11 月に公園周辺住民に対して説明会を開催しました。

また、近隣マンション等順次説明会を開催していく予定でありましたが、工事反対の陳情を受けたため、延期しているところです。

本事業は集中豪雨による浸水被害を軽減し、市民の安心・安全を守る非常に重要な事業であることから、平成 30 年度の当初予算に計上しておりますが、工事着手につきましては、地元のご理解を得たうえで進めていく考えでございます。

なお、地元説明に当たりましては、発進立坑基地として、城の越公園が事業の効果や費用面で最も適した場所であることなどを丁寧に説明して参ります。

以上

光本議員 1014 作成部局 ひと咲きまち咲き担当局 No.1

質問要旨 観光地域づくりの実績があり、実務もできる有能な人材をヘッドハンティングしないのか。また、「観光地経営」を行政の発想やスピード感で出来るのか。

答弁要旨

本市において新たに観光地域づくりの取組を進めていくにあたっては、ご指摘のとおり、しかるべき有能な人材を登用することも含め、民間の力が大いに必要だと考えております。

先ほども岸田議員の質問にご答弁しましたとおり、まずは一般社団法人あまがさき観光局を市の責任において設立するところからスタートを切りますが、専門的知見を要するマーケティングなどについてアドバイザーの力を借りながら取組を進めますとともに、こうした体制を継続していくということではなく、取組を進めていく中で、観光地経営のスキルやノウハウ、経験などを有する人材の登用や民間事業者との連携を推進していく考えでございます。

以上

光本議員 1015 作成部局 ひと咲きまち咲き担当局 No.1

質問要旨 評価指標である観光入込客数の平成32年度
目標値260万人の算出根拠や妥当性をどう考えるの
か。また、観光地経営の成功・失敗のボーダーラインは
どこで、もし実績がでない場合はどう責任をとるのか。

答弁要旨

目標値として掲げている平成32年度の観光入込客数
260万人につきましては、平成28年度の240万人を基
準として、尼崎城の入城者として15万人、その他の観光
客5万人の増を目指すものであり、当面の目標年次につ
いては、5カ年事業である城内まちづくり整備事業が完
了する年度に設定しております。

また、取組を進めるにあたっては、観光客入込客数や
入城者数だけでなく、乗降客数や地価などの経済活性
化に係る指標を設定するなど、進捗を把握することとし
ており、取組に関する評価・検証を適宜実施し、エリア戦略
や事業計画を改善しながら、段階的に取組を充実させて
まいります。

(次ページへ続く)

観光地域づくりの推進にあたっては、交流人口の増加や消費の創出による賑わいと交流の創出が地域経済の活性化につながるよう責任をもってしっかり取り組んでまいります。

以上

光本議員 1016-1 作成部局 ひと咲きまち咲き担当局 No.1

質問要旨 具体的な展示計画がつまっていない中で、入城料を500円に決めるリスクはないのか。また、この価格設定で収支計画を立てているが、実現可能なのか。

答弁要旨

尼崎城の入城料につきましては、これまで議会をはじめ市民の方々から、管理運営経費には税の投入はできる限り避けるよう、ご意見をいただいております。維持管理経費の見込みを踏まえ定めたものです。

今回再建される尼崎城は床面積が比較的大きく、エレベーターや最新の映像装置などの設備も備えており、他の城における入城料と比較しましても、ご負担いただける設定であると考えております。

こうした中、内部展示については、昨年8月にお示した基本計画にそって、現在詳細を詰めているところでございますが、訪れた方が尼崎の魅力を感じ、楽しみながら歴史に触れられる工夫を凝らすなど、ひとりでも多くの方に足を運んでいただくことができるよう準備を進めてまいります。

以上

光本議員 1016-2 作成部局 ひと咲きまち咲き担当局 No.1

質問要旨 観光バスの駐車場や乗降場を整備せずに入城者の獲得目標や周辺環境などを守ることができるのか。

答弁要旨

阪神尼崎駅周辺におきまして、観光バス専用の駐車場や乗降場所を整備することは場所の確保などから困難ですが、尼崎城は駅から非常に近いことから、交通利便性もアピールするなかで公共交通機関の利用を呼びかけ、目標の来城者数を目指してまいります。

なお、観光バスで来られる場合につきましては、駅南側ロータリーなどを乗降場所として案内する予定としており、また観光中のバス待機場場につきましては、民間事業者の協力も得られるよう、調整を進めているところでございます。

以上

光本議員 1017-1 作成部局 ひと咲きまち咲き担当局 No.1

質問要旨 歳入が管理経費約 40,000 千円を下回った

場合はどう対応するのか。また、尼崎城が「負の遺産」
となった場合の撤退ラインを想定しているのか。

答弁要旨

尼崎城につきましては、様々な方々の想いや期待、ご協力をいただくなか、新たな尼崎のまちのシンボルとして再建されようとしています。また、「来て、観て、使って」楽しめるお城として、未来にわたって引き継ぐことが私たちの使命と受け止めております。

こうしたなか、尼崎城の運営につきましては、収入の確保や維持管理体制の効率化など安定的な運営に努めていくことは当然ながら、乗降客数や周辺地価といった経済活性化の効果も明らかにする中で、地域の稼ぐ力を高める観光地域づくりの取組を推し進め、総合的に評価してまいりたいと考えております。

以上

光本議員 1017-2 作成部局 ひと咲きまち咲き担当局 No.1

質疑要旨 尼崎城の大規模修繕に向けた積立て等は

考えているのか。また、数十年後の大規模修繕はどのように対応するのか。

答弁要旨

みんなの尼崎城基金の平成30年度末での額は、収益事業からの増額分1億円も合わせて、約2億8千万円を見込んでおります。

そのうち、平成30年度に実施する内部展示や城址公園の整備に係る財源として約1億3千万円を充当した残りの約1億5千万円を今後の大規模修繕や展示物の更新等の財源に活用していきたいと考えているところです。

また、多くの方々に関心を持っていただきやすい新しい寄附制度や支援の仕組みを設けることなどにより、大規模修繕等にも備えられるよう工夫してまいります。

以上

質問要旨 地方卸売市場の今後のあり方について

答弁要旨

地方卸売市場の今後のあり方に関するご質問について、一括してお答えいたします。

卸売市場は生鮮食料品等を国内外から集荷し、「せり」などにより公正な価格を決定して、供給等を行うほか、本市の市場においては市内の生産農家をはじめとした、生産者への安定的な販売ルートを確保するといった一定の役割と機能を有しております。

実態として、青果部卸売業者が再入場したものの、現在では水産物部卸売業者が不在となっていること、また、仲卸業者数の減少などの課題が生じている状況にあります。その一方で年間100億円を超える取扱金額を有している状況にあります。

お尋ねの卸売市場の今後のあり方につきましては、平成25年2月に市場運営委員会から「適正規模に集約し再編が望ましい」、「代替地が無い中で現地での再整備」などの提言を受けましたが、本市としてのあり方の検討は、その後の状況の変化を受けて中断しております。

(次頁に続く)

給食センターの建設候補地については、工業系の用途地域にある市有地で3箇所を選定し、公設地方卸売市場を適地として判断したものでございます。

卸売市場では、その敷地の一部を活用することについて、関係者と協議をして参ります。

また、卸売市場の今後のあり方の検討は課題であると認識しておりますが、先ずは、総合市場としての機能の維持に向け、水産物部卸売業者の入場に取り組み、その動向を見極めた上で、検討してまいります。

以 上

質疑要旨

ごみのないまちづくり事業に係る尼崎環境財団への委託についての当局の見解は。

- ①市が自ら予定価格を積算していない理由
- ②概算払による支払いを行っている合理的な理由
- ③競争原理の導入による経済性の確保について

答弁要旨

ごみのないまちづくり事業に関するご質問に一括してお答えいたします。

公益財団法人尼崎環境財団は、公益財団法人として営利を目的としないことに加え、民間事業者に継続的かつ安定的に委ねることが難しい分野の補完・代替機能を果たすものと位置づけられており、環境の保全や公衆衛生の確保を図るための公益性の高い業務を担うこととしているところでございます。

(次頁へ続く)

ご質問の不法投棄防止対策業務及び不法広告物等除却業務の委託料の支払いについてでございますが、財団は公益財団法人であり、公益事業については業務遂行時の運転資金が十分に賄えないことなどから、地方自治法施行令や尼崎市財務規則等の規定の主旨も踏まえたうえで、概算払いで処理を行っているものでございます。

また、本業務は、不法投棄物や不法広告物の根絶を目指し、それらを単に処理するだけではなく、市民からの相談への対応や啓発、定期的な巡回による発生の抑止に加え、警察などの関係機関との連携も求められるなど、地道で粘り強い取組が必要な公益性の高い業務であり、同財団の設立意義とも合致することから

随意契約により業務を委託しているところでございます。

(次頁へ続く)

最後に、委託料に係る予定価格につきましては、当該業務を同財団に委託した当初に行った積算をもとに、毎年度、本市の仕様書に基づいた見積書を徴収し、その内容が妥当なものか、また委託業務が遂行可能かどうかを十分に精査のうえ委託料を決定し、法令や本市の契約に係る規定等も踏まえ、業務を委託しております。

委託内容につきましては、今年度、一定の見直しを行っておりますが、今後も業務実施の更なる適正化や委託料等の妥当性について、引き続き検証を進めてまいります。

以上

質問要旨 覚書を再度見直しをする考えはあるか

答弁要旨

コミュニティ放送の使命は、地域に密着した情報を提供することと合わせて、災害時の情報などを市民へ伝達していくということであり、全国の放送局がそのような役割を担って運営されております。

本市では、平成19年に、「外郭団体の統廃合及び経営改善」の取組みの中で、株式会社エフエムあまがさきを解散し、放送事業を尼崎市総合文化センターに引き継ぐ方針を打ち出しました。

この覚書につきましては、平成21年4月に、尼崎市総合文化センターが「エフエムあまがさき」を円滑に事業譲受できるように、放送事業の運営や従業員の処遇、番組提供水準などについて本市と締結したものです。

経緯としましては、当時、放送事業を行っていた株式会社エフエムあまがさきの事業見通しが厳しくなっており、譲り受けにあたり、尼崎市総合文化センターの理事会の意見なども踏まえたものです。 (次ページへ続く)

しかしながら、覚書の締結から約10年が経過していることや、尼崎市総合文化センターの経営にも影響する内容であることから、現在行っている「総合文化センターの見直し」の中で検討を進めてまいりたいと考えております。

以上

質問要旨 番組制作業務については、入札の実施やプロ
ポーザル方式の採用、複数見積入手の徹底等を、と
の考えがあるか

答弁要旨

コミュニティFM放送事業は、放送業務と番組制作業務
に分かれており、放送業務につきましては、エフエムあま
がさきの無線局免許を所有している尼崎市総合文化セン
ターにしかできない業務となっております。

一方、番組制作業務につきましては、民間企業に委託す
ることは可能であります。放送業務と切り離し、番組制
作業務のみを民間企業に委託することにつきましては、
合理的・効果的であるかどうか検証した後、判断いたしま
す。

以上

光本議員 2001 作成部局 選挙管理委員会 No.1

質疑要旨

尼崎市長選挙から、期日前投票所を1か所増やす考えは。

答弁要旨

市長選挙からキューズモールあまがさきに、期日前投票所を増設する考えといたしましては、昨年の12月議会の一般質問でも答弁させていただいたとおり、全ての有権者が、投票しやすい環境をつくること、そして更に、国が勧めております、駅構内やショッピングセンター等、頻繁に人の往来があるところへの積極的な設置の要請に従いまして、これまで投票に行かなかった若年層等を取り込みたい、と考えるからでございます。

また、この考えに基づき、以前から何度か依頼をしておりましたが、この度、施設管理者と協議が整ったため、増設することとなったものでございます。

以上

質疑要旨 2期目の市長の退職手当については、なぜ、
1期目と同様に、500万円としなかったのか。

答弁要旨

以前にもご答弁申し上げましたとおり、1期目については、本市の厳しい財政状況も踏まえるなかで、

前市長と同様、給与月額に在職年数を乗じた額とした、私の退職手当に限定したものでしておりました。

私としましては、市長の退職手当の水準については様々なご意見があったことから、退職手当の水準だけの議論ではなく、給料や期末手当も含めた市長の給与制度全体のあり方について整理すべきと考え、そういった検討を行うことを1期目の公約にも挙げた上で、就任後、尼崎市長に対する退職手当の適正な水準及び給与のあり方について尼崎市特別職報酬等審議会に諮問し、8回にわたり、ご議論いただいたものでございます。

(次ページへ続く)

その結果、平成24年9月に同審議会から、全般的な給与体系は現行制度を維持しつつ、退職手当の水準については一定の引き下げを行うべきという答申をいただきました。

財政的にも抑制効果のある内容であり、また平成24年度の税制改正におきましても、任期5年以下の退職金に係る課税優遇措置が廃止をされたこと等も踏まえ、妥当な結論と受け止め、答申の内容を尊重し、現在の退職手当の水準を含めた給与体系としているものでございます。

なお、厳しい財政状況を踏まえた市政を預かる者の姿勢といたしましては、就任以降、昨日も議決いただきましたとおり、引き続き例月給与及び期末手当を削減に取り組んでまいりますが、いずれにいたしましても政治姿勢としての取組みにつきましては、今後も必要に応じて判断をしてまいります。

以 上

光本議員 2003・2004・2006 問目 作成 秘書室 No.1

質問要旨 ①3期目に向けた決意はどうか。②多選への考えの変化や後継者の有無について。③次の市長にどのような尼崎を引継ぎ、どのような課題を残して引き継ぐのか。

答弁要旨

私としましては、残された任期を全力で取り組み、しかるべき時期に判断したいと考えております。

なお、他の政治家の多選に関しまして、私が意見を申し上げる立場にはないと考えております。

以上

質問要旨 行財政改革のゴールはいつ訪れるのか。

また、ゴールをした時に本市はどのようなまちになっているのか。

答弁要旨

現在、総合計画に掲げる「ありたいまち」の実現を、財政的に支えるために、あまがさき「未来へつなぐ」プロジェクトに基づく行財政改革の取組を進めており、計画期間を一にする両計画の、最終年次である平成34年度をゴールと捉え、収支均衡の確保や将来負担の抑制に取り組んでいるところです。

時代や環境の変化は激しく、一般的な行財政改革に、これで十分という意味でのゴールがあるわけではありませんが、プロジェクトでは、「持続可能な行財政基盤の確立」を最終目標として掲げ、将来にわたって持続可能で、弾力性のある行財政構造を構築し、より柔軟に市民ニーズに対応したサービスを提供できる行財政の姿を目指しています。

以上

質問要旨

組織統合するメリット、デメリット、「スケールメリット」はなにか。また、何を本市にもたらすのか。

答弁要旨

組織統合のメリットにつきましては、

市民サービスの向上のほか、人事・給与、会計など類似、共通する事務を可能な限り集約化し、効率的な業務体制の構築を図ります。また、4事業を管理者の元で指揮命令を一元化することにより、迅速な意思決定が図られ、柔軟な業務執行体制を構築できるなど、企業として効率性と機動性の確保につながるものと考えております。

これまで降雨対応の中核的な役割を担っている下水道部を、統合により市長事務部局から公営企業局に移管することに伴い、浸水対策が懸念されますが、引き続き治水対策の枠組みは維持しながら、水路・河川などを所管する市長事務部局と十分に連携する中で対応してまいります。

(次ページに続く)

また、統合後におきましても、水道、工業用水道及び下水道はライフラインとして、モーターボート競走事業は、売上の向上を通じて、まちづくりへ貢献してまいります。

そのため、公営企業局では、民間活力を含めた多様な担い手を活用するとともに、人材育成においても、これまで各事業で培ってきた知識・経験を生かすとともに、人事交流を通じ各企業の事業内容に精通した職員を育成し、より効率的・効果的な事業運営を行い、将来にわたって市政推進を支えてまいります。

以上

質疑要旨

公営企業管理者にはどんなスキル、能力、経験のある人材を登用するのか。また、公募をするのか。既に公募しているのか。また、どんな成果を求め、業績、成果が出ていない場合は任期途中でも解任するのか。

答弁要旨

公営企業管理者には、経営感覚やマネジメント能力だけではなく、他都市との調整や事業連携など各事業における諸課題への対応能力等も必要であると考えており、こうした事業継続性等も勘案し、一定の経験や実績のある人材を登用したいと考えております。

また、任期につきましては、地方公営企業法では4年と定められております。

以上

光本議員 2010, 2011 作成部局 資産統括局 No. 1
質問要旨

積算内訳書を公表することによる、本市及び事業者のメリット、デメリットをどのように考えているのか。

また、公共工事全般の公表を行わない理由は何か。

インターネットでの公表も含め、公共工事全般の公表を今後行っていく考えはあるのか。

答弁要旨

建設工事における予定価格の積算内訳書を公表することは、本市の積算に対する考え方を示すことになり、入札・契約手続きの透明性・客観性がより高められるとともに、競争性の確保にもつながると考えております。

このことは、発注者も受注者も、双方にとって、メリットがあると考えております。

また、市長事務部局におきましては、平成29年10月から積算内訳書を公開しておりますが、水道局発注の工事についても、平成30年4月からは市長事務部局と同様に、130万円以上の全ての工事について積算内訳書を閲覧により公表していくこととしております。

今後、インターネットを利用した積算内訳書の公表については、早期に公表できるよう、庁内で検討を進めてまいります。

(以上)

質問要旨 市民の声を施策等に反映する仕組みが十分なのか。また、施策に反映させていく仕組みを改める必要はないのか。シビックプライドを感じなくなるような事業の進め方をしている自覚はあるか。

答弁要旨

行政としての説明責任を果たし、透明で開かれた市政運営を目指すことは、大変重要なことであると考えています。

そのため、熟度の低い段階から、市民の声を施策等に反映する仕組みとして、市民意見聴取プロセス制度の運用に取り組んでいるほか、事業実施の段階においては、様々な機会を通じて、説明会や市政出前講座などを実施しています。

個々に事情を抱えている場合もありますが、その事業の必要性等を、市民の皆様にご理解を得られるよう、引き続き、丁寧な説明に努めてまいります。

以上

＜教育長答弁＞

光本議員 2019

作成部局 教育委員会

質疑要旨 2020年の東京オリンピック・パラリンピックの
聖火リレー等、今すぐにでも準備を始めていただきたいが、どのように考えているのか。

答弁要旨

お尋ねの聖火リレーにつきましては、東京オリンピック・パラリンピック組織委員会からのガイドラインがまだ示されておられません。

そのガイドラインが示されました後に各都道府県が実行委員会を設立し、具体的な内容を協議・決定していくこととなっておりますことから、今後も引き続き兵庫県と連携を図りつつ、情報収集に努めてまいります。

以上

＜教育長答弁＞

光本議員 2020

作成部局 教育委員会

質疑要旨 東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿招致について、その後どういう状況になっているのか。
また、シティプロモーションに活かす考えはあるのか。

答弁要旨

東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿招致につきましては、平成27年11月に組織委員会に対し、正式に招致の意思表示を行っております。

現在、尼崎スポーツの森の使用について、複数国からお問合せをいただいております。昨年8月に本市及び兵庫県の教育委員会、兵庫県水泳連盟の三者連名で招致要請文を送付したところですが、招致の決定には至っておりません。

本市といたしましては、引き続き兵庫県と連携し、招致に向けて取り組んでまいりますとともに、こうした機会を得ることで、市長事務部局と連携してシティプロモーションにも活かしてまいりたいと考えております。

以上

＜教育長答弁＞

光本議員 2021 作成部局 教育委員会 No1

質疑要旨 「スポーツのまち尼崎」とは、どういう「まち」なのか。それを内外に謳える状況と考えているのか。平成30年度の施策・事業のどこに反映されているのか。

答弁要旨

本市スポーツ推進計画において、「スポーツのまち」とは、多くの人々がスポーツに関わるまちであること、そして、競技力の向上に取り組み、国際大会や全国大会に出場できる人材を輩出するまちとしております。

本市では、このような「スポーツのまち」を目指して、市民の皆様がスポーツに親しむ機会と場を提供するなど、生涯スポーツを推進するとともに、スポーツ大会の開催など、競技力の向上に取り組んでいるところでございます。

平成30年度の代表的な事業として、21年ぶりに「全日本学生体操競技選手権大会」を誘致するほか、「日本女子ソフトボール1部リーグ戦」など、全国レベルの大会を誘致し、市民のスポーツへの参加意欲の高揚と競技力の向上を促進しようとする「『スポーツのまち尼崎』促進事業」がございました。

（次ページに続く）

加えて、「スポーツのまち」を標榜するなか、市立尼崎高等学校に体育科を設置し、競技力の向上に努めてまいりましたが、今年度はサッカー、バスケットボール、陸上競技、体操競技など多くの運動部が高校総体など全国大会に出場しており、特に春高バレーなどは常連となるまでに至っております。

そのほかにも、本市では、これまでオリンピック女子ソフトボールの金メダリストなど、国際大会や全国大会で優秀な成績を収めた方を多く輩出しております。

この点で、これまでの取組は一定の成果があったものと考えております。

以上

光本議員 2022 問目 作成部局 こ青本部事務局 No.1

質疑要旨 青少年育成の観点から、また、「スポーツの

まち尼崎」を具現化するためにも、グラウンド問題を解消する考えや方策等はあるか。

答弁要旨

青少年の健全育成を促進する上で、また、高齢者の健康増進の観点などからも、スポーツの果たす役割は大変大きいものと認識しております。

少年スポーツの練習場所等につきましては、現在、学校開放によるグラウンドや体育館、公園施設等を利用させていただいておりますが、私もそうした場所の確保にご苦労されていることは認識しているところでございます。

こうしたことから、厳しい財政状況にありますが、尼崎東高校跡地の一部をグラウンドとして活用する計画を立てております。

更に、民間の土地につきましても、利用できる可能性のある土地がある場合には、その土地についての情報を相互に交換したり、必要に応じて所有者の方と連絡をさせていただくなど、可能な範囲でご協力させていただきたいと考えております。

以上

質問要旨

公共施設の管理業務について、スケールメリットを活かした包括委託を行い、管理コストの削減を行う考えはあるのか。

答弁要旨

公共施設の管理コストの削減につきましては、現在155施設で指定管理者制度を導入しており、既に管理経費の削減に取り組んでいるところです。

ご質問の公共施設の管理業務に係る包括委託の導入につきましては、経費削減効果のある手法のひとつとして認識しており、東部浄化センターなど一部の施設では既に実施しています。

しかしながら、包括委託を受託できる事業者は、市外事業者の可能性が高いと考えられることから、公共調達基本条例に基づく市内事業者の受注機会をどのようにして確保すべきか、また、現在委託している業務の仕様を統一する必要があることなど、多くの調整事項があります。

(次頁に続く)

こうしたことから、包括委託の導入につきましては、
今後も引き続き、総合的に研究^もしてまい
ります。

以上

光本議員 2024 問目 作成部局 こ青本部事務局 No.1

質疑要旨 なぜ、子どもの育ち支援センターに「いじめ」
に特化した部署を設置しないのか。

答弁要旨

「いじめ」の問題は、子ども達にとって、大変深刻であり、重要な問題であると認識しております。基本的には、学校と教育委員会が対応することになりますが、子どもの育ち支援センター機能については、31年の開設に先駆け、来年度に「こども自立支援担当課」をはじめ、4つの担当課を新たに設置する予定にしております。

この「こども自立支援担当課」には、現在教育委員会
が担っている教育相談も移管することにしており、いじめ
や学校での ^問 人関係の悩み、不登校などの幅広い教育
相談に対応してまいります。

以上

質疑要旨

「1.17 は忘れない」地域防災訓練によって市民への防災意識の広がりを実感しているのか。また、訓練のための訓練となっている傾向や、マンネリ化を解消するための方策を考えているのか。

答弁要旨

「1.17 は忘れない」地域防災訓練の実施内容につきましては、全国で頻発している大規模災害の教訓等を踏まえながら、毎年改善を行っているところです。一例を挙げますと、平成28年度から、熊本地震における避難所での課題を踏まえ、避難所開設・運営訓練を実施しております。

また、今年度については、要配慮者施設の方々の参加協力をいただいた要配慮者避難誘導・避難支援訓練や、避難所運営の充実を目的としたダンボールベッドやパーテーションの作成訓練、災害用伝言ダイヤルの使用訓練も行っており、それぞれ参加者が見るだけでなく、実際に体験していただく内容としております。

(次ページへ続く)

最近では、地域や要配慮者施設等においても自主的な防災訓練が実施されていることから、多くの市民の皆様に防災意識が広がっているものと感じておりますが、ご指摘のとおり、マンネリ化を防ぎ、より効果的な訓練を実施していくことが重要だと認識しており、今後とも、工夫を凝らして取り組んでまいりたいと考えております。

以上

質疑要旨

多くの市民が参加する防災訓練を検討しているか。また、平成 30 年度の防災訓練をどのように実施していくのか。

答弁要旨

本市では、例年様々な防災訓練を実施しており、具体的には、先程述べさせていただいた、地域防災力の向上を図る「1.17 は忘れない」地域防災訓練の他、防災関係機関との連携強化を目的として実動訓練と図上訓練を隔年で実施している防災総合訓練、本市職員の水防工法技術の習得を目的とした水防工法訓練等があります。

また、南海トラフ巨大地震が発生した場合の災害対策本部における初動対応の手順を確認するため、専門家を交えた検証会も実施しております。

その中でも、「1.17 は忘れない」地域防災訓練は、1 人でも多くの方が訓練に参加していただけるよう、指定避難場所の大半を占める市立小・中学校を会場とし、実施しているところであります。

(次ページへ続く)

また市内の携帯電話に対し、一斉にエリアメール(緊急速報メール)を配信することで、会場に來れない方々にも災害発生時の対応を自ら考え、実践することができる、エリアメール(緊急速報メール)一斉配信訓練も併せて実施しております。

平成30年度に予定しております、それぞれの訓練については、現在のところ詳細を調整中でございますが、議員ご指摘のとおり、多くの市民の皆様が自主的かつ積極的に参加していただけるような、内容の充実した訓練となるよう、引き続き工夫を重ねて参りたいと考えております。

以上